

逗子市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年条例第19号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">逗子市小児の医療費の助成に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成7年10月2日 逗子市条例第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健康の増進を図り、もって小児の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「小児」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日(中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。)までにある者をいう。</u></p> <p>2. <u>この条例において「乳児」とは、満1歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">逗子市小児の医療費の助成に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成7年10月2日 逗子市条例第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(____定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「小児」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業する日(中等教育学校にあつては修了する日)の属する月(以下「卒業月」という。)の末日(卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以降も引き続き入院している場合には、その退院の日)までにある者をいう。ただし、当該卒業月の末日又は当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。</u></p>

3 この条例において、「幼児等」とは、満12歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(乳児を除く。)をいう。

4 この条例において、「児童」とは、乳児及び幼児等以外の小児をいう。

5 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

6 前項各号の「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

7 第5項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

8 この条例において「医療費」とは、健康保険法の規定による療養に

2 この条例において、「児童等」とは、小児のうち満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者(卒業月の末日(当該児童等が中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以降も引き続き入院している場合には、その退院の日)が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者を含む。)をいう。

3 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)・(2) (略)

4 前項各号の「父」には、母が当該小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

5 第3項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは  
、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者が当該小児を養育しているものとみなす。

6 (略)

要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)によって算出された額(当該法令の規定においてこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算出された額)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(児童にあっては、入院に係る医療)に関する給付を受けることができるものとする。ただし、幼児等又は児童を養育している者の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める所得が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその扶養親族等でない18歳に満たない者のうち、当該幼児等又は児童を養育している者が当該所得があった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額未満である者とする。

(1) 幼児等を養育している者 当該幼児等の年齢が満1歳から満12歳までの間は、各年齢に達した日の翌日の属する年の前年(当該幼児等の各年齢に達した日の翌日が1月1日から6月30日までの間である場合には、前々年)の所得

(2) 児童を養育している者 当該児童が医療に関する給付を受けた日が属する年の前年(当該児童が医療に関する給付を受けた日が1

(対象者)

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療\_\_\_\_\_に関する給付を受けることができるものとする。ただし、児童等を養育している者の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める所得が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその扶養親族等でない18歳に満たない者のうち、当該児童等を養育している者が当該所得があった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額未満である者とする。

(1) 児童等の誕生日が1月1日から6月30日までの間である場合は、当該誕生日の属する年の前々年の所得

(2) 児童等の誕生日が7月1日から12月31日までの間にある場合は、当該誕生日の属する年の前年の所得

月1日から6月30日までの間である場合には、前々年)の所得

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる小児を養育している者は、対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

(助成の方法)

第5条 乳児及び幼児等の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 (略)

(助成の範囲)

第4条 (略)

(助成の方法)

第5条 小児の医療費の助成は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 (略)

3 児童の医療費の助成は、市長が対象者に支払うことによって行うものとする。

(医療証の交付)

第6条 乳児及び幼児等の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(届出義務)

第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(医療証の交付)

第6条 小児の医療費の助成を受けようとする対象者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(届出義務)

第7条 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 (略)

(助成費の返還)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成7年10月1日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(逗子市国民健康保険条例の一部改正)

- 3 逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

(逗子市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行日前に行われた医療に係る改正前の逗子市国民健康保険条例第6条の5第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 (略)

(経過措置)

- 2 (略)

(逗子市国民健康保険条例の一部改正)

- 3 (略)

(逗子市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 (略)